

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日)

目次

- ◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
- ◇ 正 誤 平成四年四月鳥取県告示第四百三十号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百七十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定によ

り告示する。

平成四年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
浅井 徳子	鳥粟第八〇四号	平成四年四月十日
濱本 武紀	鳥粟第八〇五号	平成四年四月十八日

鳥取県告示第四百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・十三号富士見町東町線

三 事業施行期間

昭和六十三年六月十七日から平成五年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 昭和六十三年六月鳥取県告示第六百十三号の事業地のうち米子市東町地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

平成四年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成四年五月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

- 一 日時 平成四年五月十四日(木) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会
- 三 議題
 - 1 第十六回参議院議員通常選挙について
 - 2 第十六回参議院議員通常選挙に係る啓発事業要領等について
 - 3 平成四年度明るい選挙推進月間基本要領等について
 - 4 平成四年度市町村明るい選挙推進協議会委員研修会の開催要領について

57

公 出

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和38年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成4年5月12日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者(②のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定により許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成4年6月16日 午前10時00分から 午後4時30分まで	米子市桃町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管 内に居住する者
経験者講習	平成4年6月3日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市桃町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口 及び黒坂の各警察 署の管内に居住す る者
	平成4年6月12日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署会議 室	浜村、倉吉及び八 橋の各警察署の管 内に居住する者
	平成4年6月25日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟3階 第18会議室	岩美、鳥取、那家 及び智頭の各警察 署の管内に居住す る者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手續

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 5,700円

イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

正 誤

平成四年四月鳥取県告示第四百三十号（保安林の指定手続について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

眞 誤 正 誤 正
四 上 後ひな十四 鑑査番号 番号